

### はしがき

「通読できる判例教材」「エッセンスをつかめる判例教材」——本書の大事なコンセプトです。

会社法の裁判例は複雑でとっつきにくいと感じる方が少なくないと思います。会社法に関する事案では、取締役や株主、債権者といった複数の登場人物が出てきます。また、争点を理解するためには、前提となっている会社の仕組みについてのルールを理解する必要があります。そのため、会社法の裁判例を勉強しようとしても、裁判例の核となる部分にたどり着く前に力尽きてしまうということになりがちです。

本書は、読者が無理なく読み進めることができ、裁判例の「エッセンス」を理解することができるように作られています。初めて会社法を勉強する学部生だけでなく、会社法の基本的な考え方を確実に修得したいロースクール生や、会社法の重要裁判例について改めて整理・復習したい実務家の方々のお役にも立てるものだと信じています。

本書の構成は、「ガバナンス」「ファイナンス」「設立・M&A」の3本立てになっています。会社法の守備範囲は広いですが、その対象は大きく、会社の運営・管理のあり方（＝ガバナンス）、会社をめぐるお金の流れ（＝ファイナンス）、会社の基礎・枠組みの変化（＝設立・M&A）に分けることができます。本書で勉強することで、会社法の全体像をつかんでいただくことができるはずです。

また、事案を分かりやすく説明していることも本書の特徴です。例えば、M&Aについての裁判例を理解するためには、前提となっている組織再編や買収の仕組みを理解することが不可欠です。そのため、できる限り前提となっている仕組みについても説明するように心がけました。

そして、本書の最大の特徴は、無理なく通読できる工夫が凝らされていることです。最後まで読み切れるボリュームにするため、取り上げる裁判例の数は40個に厳選しました。テーマの区切りごとのIntroductionでは、取り上げられている裁判例の位置づけを示していますので、まず

はここを読んで全体像をつかんでください。個別の裁判例の項目では、「読み解きポイント」の欄でその裁判例では何が問題となっているのかを分かりやすく指摘し、これを受けて、「この判決が示したこと」の欄でその裁判例の「エッセンス」をまとめています。ななめ読みで構いませんので、まずは一度、本書を通読していただくことをお勧めします。

執筆者である我々3名に本書のお話を頂いたのは2017年の4月でした。我々3名は、日頃法学部やロースクールで会社法の授業を担当しており、どうやって裁判例のエッセンスを分かりやすく伝えるかという点に心を砕いてきました。本書はそんな我々の日頃の熱意と実践を形にしたものになっています。張り切りすぎたあまり、3名全員が予定されていた締切りよりも前倒しで全ての原稿を提出し、担当編集者である有斐閣法律編集局書籍編集部の中野亜樹さんからは、「こんなことは前代未聞です!」とのコメントを頂きました。

執筆の過程では、全ての原稿について全員で何度も検討会議を行い、時にはその裁判例の理解の仕方を巡って長時間にわたって議論しました。法律の研究者は独りで研究室に籠っている時間が長いので、この検討会議は我々3名にとって極めて充実した楽しい時間でした。検討会議では、「この説明で読者に理解してもらえるか」という点を重点的に検討しました。この点については、会社法オタクの執筆者3名だけで議論しても不安が残ったため、中野さんから初学者に分かりやすい表現にするための改善提案を頂きました。この点を含め、中野さんには本書の企画から刊行まで大変お世話になったことに心からお礼を申し上げます。

本書を通じて皆様が会社法のエッセンスをつかむためのお手伝いができれば嬉しく思います。

2019年10月

久保田安彦  
船津浩司  
松元暢子

## 著者紹介



有斐閣編集部会議室にて（2019年8月23日撮影）

Kubota Yasuhiko

Matsumoto Nobuko

Funatsu Koji

### 久保田安彦

慶應義塾大学教授

### 松元暢子

学習院大学教授

### 船津浩司

同志社大学教授

#### 原稿検討会議の思い出と読者へのメッセージ

検討会議は和気あいあいと本当に楽しかったです。松元さんと中野さんに「もっと分かりやすく書けるはずです!」というコメントをもらって、船津さんと二人してシュンとすることも多かったのですが(笑)。でも、そのおかげで、大変分かりやすい本ができました。読者の皆さんが、この本で理解を深めて、少しでも会社法を好きになってくれるといいなと思います。

いつもは久保田さんと私の所属校がある東京で検討会議をしていたのですが、いずれ船津さんの所属校がある京都でも検討会議をしようという話が出ていました。ところが、順調に進みすぎて、気付いたら全ての打ち合わせが終わってしまい、京都に行けなかったことが心残りです。我々が楽しんで執筆した本書、是非楽しんで読んでください!

検討会議では、学生時代の話など(ここに書けない話を含めて)色々なお話ができてとても楽しかったです。特に松元さんの(雑談も含めた)司令塔としてのリーダーシップにはずいぶん助けていただきました。この本を通じて我々の楽しさが読者の皆さんに伝われば、カタいと思われがちな会社法の話も多少なりとも親しみの持てるものになるのではないかと期待しています。

#### 執筆担当

p.79, Chapter II-1・2・3・III-1  
Introduction, 判例 22-34

p.121, Chapter I-1・5・6・III-2  
Introduction, 判例 01,02,07,  
15, 16, 18-21, 35-38

p.xi-xii, p.1, Chapter I-2・3・4・III-3  
Introduction, 判例 03-06, 08-14,  
17, 39, 40

## 目次

はしがき	i
著者紹介	iii
本書の使い方	viii
凡例	x
この本で会社法の判例を勉強するにあたって	xi

Chapter

## I

## ーガバナンス

1

## 1. 法人

Introduction	2
<b>01</b> 会社の目的の範囲：八幡製鉄政治献金事件（最大判昭和45・6・24）	3
<b>02</b> 法人格の否認（最判昭和44・2・27）	6

## 2. 株主総会

Introduction	9
<b>03</b> 代理出席を含む全員出席総会による決議の効力（最判昭和60・12・20）	11
<b>04</b> 他の株主に対する招集手続の瑕疵と決議取消しの訴え（最判昭和42・9・28）	14
<b>05</b> 株主総会における議決権の代理行使（最判昭和51・12・24）	17
<b>06</b> 取締役の説明義務の対象：東京スタイル株主総会決議取消訴訟事件 （東京地判平成16・5・13）	20
<b>07</b> 議決権行使の勧誘と利益供与：モリテックス事件（東京地判平成19・12・6）	23

### 3. 取締役

	Introduction .....	27
<b>08</b>	取締役の解任(最判昭和57・1・21) .....	28
<b>09</b>	取締役の競業避止義務:山崎製パン事件(東京地判昭和56・3・26) .....	30
<b>10</b>	利益相反取引規制とそれに違反した場合の取引の効力(最大判昭和43・12・25) .....	33
<b>11</b>	取締役の報酬の決定(最判昭和60・3・26) .....	37

### 4. 取締役会

	Introduction .....	40
<b>12</b>	取締役会決議を経ない重要な財産の処分(最判昭和40・9・22) .....	41
<b>13</b>	招集手続の瑕疵と取締役会決議の効力(最判昭和44・12・2) .....	44
<b>14</b>	取締役会決議における特別利害関係者の議決排除(最判昭和44・3・28) .....	47

### 5. 役員の子会社に対する責任

	Introduction .....	50
<b>15</b>	取締役の善管注意義務と経営判断原則:アパマンショップ事件(最判平成22・7・15) .....	52
<b>16</b>	内部統制システム(最判平成21・7・9) .....	55
<b>17</b>	監査役の任務懈怠(大阪高判平成27・5・21) .....	59
<b>18</b>	法令違反の行為と取締役の責任:野村証券損失補てん事件(最判平成12・7・7) .....	62
<b>19</b>	株主代表訴訟の対象となる取締役の責任の範囲(最判平成21・3・10) .....	66

### 6. 役員の子会社に対する責任

	Introduction .....	69
<b>20</b>	取締役の子会社に対する責任の法的性質(最大判昭和44・11・26) .....	70
<b>21</b>	辞任登記未了の取締役の子会社に対する責任(最判昭和62・4・16) .....	74

# II ー ファイナンス

## 1. 株式

	Introduction .....	80
<b>22</b>	会社の過失による名義書換未了と株式譲渡人の地位 (最判昭和41・7・28) .....	82
<b>23</b>	譲渡制限株式の売買価格の算定 (大阪地決平成25・1・31) .....	85
<b>24</b>	従業員持株制度と株式譲渡制限契約の効力 (最判平成7・4・25) .....	89
<b>25</b>	準共有株式の権利行使者の指定方法 (最判平成9・1・28) .....	92

## 2. 新株・新株予約権

	Introduction .....	95
<b>26</b>	筆頭株主の持株比率を低下させる新株発行と不公正発行: ベルシステム24事件 (東京高決平成16・8・4) .....	97
<b>27</b>	株価高騰の中での新株発行と有利発行:宮入パルプ事件 (東京地決平成16・6・1) .....	100
<b>28</b>	不公正発行と新株発行無効事由 (最判平成6・7・14) .....	104
<b>29</b>	新株発行事項の公示の欠缺と新株発行無効事由 (最判平成9・1・28) .....	107
<b>30</b>	違法な新株予約権の行使と非公開会社の新株発行の効力 (最判平成24・4・24) .....	110

## 3. 計算

	Introduction .....	113
<b>31</b>	「公正な会計慣行」の意義:長銀事件 (最判平成20・7・18) .....	114
<b>32</b>	会計帳簿閲覧等請求の拒絶事由:楽天対TBS事件 (東京地判平成19・9・20) .....	117

Chapter

III

— M & A ・ 設立

121

1. 買収

	Introduction	122
<b>33</b>	株主総会決議を経ない買収防衛策としての新株予約権発行の差止め： ニッポン放送事件（東京高決平成17・3・23）	124
<b>34</b>	株主総会決議に基づく買収防衛策としての新株予約権無償割当ての差止め： ブルドックソース事件（最決平成19・8・7）	127
<b>35</b>	MBOと取締役の責任：レックス・ホールディングス事件（東京高判平成25・4・17）	130

2. 組織再編・事業譲渡

	Introduction	133
<b>36</b>	株式買取請求における上場株式の公正な価格：テクモ事件（最決平成24・2・29）	135
<b>37</b>	合併比率の不公正と合併無効事由（東京高判平成2・1・31）	139
<b>38</b>	株主総会の特別決議が要求される事業譲渡（最大判昭和40・9・22）	141

3. 設立

	Introduction	144
<b>39</b>	株式の仮装払込みの効力（最判昭和38・12・6）	145
<b>40</b>	財産引受けの無効主張と信義則（最判昭和61・9・11）	148

	判例索引	151
--	------	-----

# 本書の使い方

1

## タイトル

この項目で学ぶことを示しています。

2

## 判例

この項目で取り上げる判例です。この場合、最高裁判所で昭和41年7月28日に出生された判決のことで、詳しくは、「凡例」(p. x)を参照してください。

3

## 出典

ここに掲げた書誌に、この項目で取り上げた判決文・決定文の全文が載っています。「出典」と呼ばれます。「民集」などの略語については「凡例」(p. x)を参照してください。



## 事案

この事件のおおまかな内容です。



どんな事案に対して  
どんな判断が示されたかを順番に確認することが大事！まずは事案を丁寧に読んでみよう！

## 読み解きポイント

以下の判決文・決定文を読むときにどのようなところに注目すればよいか、意識するとよいポイントを説明しています。



## エンピツくん

性別：たぶん男子。  
年齢：ヒミツ。  
モットー：細く長く。  
シャーペンくんをライバルと思っている。

22

1

### 会社の過失による名義書換未了と株式譲渡人の地位

最高裁昭和41年7月28日判決(民集20巻6号1251頁) ▶百選15

2

### 事案をみてみよう



Y株式株式は、新株発行を行うに際し、昭和34年12月2日に開催した取締役会において、①昭和35年2月29日午後5時(本件基準日)現在、株主名簿に記載されている株主に対し、その所有株式1株につき新株2株の割当てを受ける権利を与えること、②株主による新株引受けの申込期間は同年4月25日から5月10日までとすること、③払込金(1株50円)の払込期日は同年5月21日とすることを決議した。

Y株式株式の株主Xは、昭和35年1月28日に保有するY株式株式500株をAに譲渡した。Aは、同株式につき、同年2月16日にY株式株式に株主名簿の名義書換を請求したが、Y株式株式の過失により名義書換は行われなかったため、本件基準日の当時から依然として、株主名簿上はXが同株式の株主と記載されていた。このため、Y株式株式は当初Xに新株割当ての通知をし、Xは1000株分の新株(本件新株)につき引受けの申込みをして、払込金の払込みもした。ところが、その後、Y株式株式はAに改めて新株割当ての通知をし、Aが本件新株につき引受けの申込みをして、払込金の払込みもしたため、Y株式株式はAに本件新株を発行した。なお、それに伴い、Y株式株式は、Xから払い込まれた払込金はXに返還している。

これに対し、Xは、Y株式株式に対して本件新株の交付を求めて訴えを提起した。第1審、控訴審とも、Xの請求を棄却したので、Xは上告した。

### 読み解きポイント

本件の争点は、株式譲渡人(A)から株主名簿の名義書換請求があったにもかかわらず、会社が正当な事由なく、故意または過失によって名義書換に応じなかったために、株式譲渡人(X)が依然として株主名簿上の株主である場合、会社は株主名簿上の株主(X)と株式譲渡人(A)のいずれを株主として取り扱うべきかである。Xは、Y株式株式は株主名簿上の株主である自己を株主として取り扱うべきであり、それゆえ、本件新株も自分に発行すべきであったと主張したが、そのようなXの主張は認められるべきであろうか。



## 判決文・決定文

ここが、裁判所が示した判断をまとめた部分です。全文は実際にはもっと長いものですが、ここでの学習に必要な部分を抜き書きしています。判決文・決定文の中でも、特に大事な部分に下線を引いています。

判決文・決定文は、この事件について裁判所がどう判断したか、という部分。言い回しや言葉づかいが難しいところもあるけれど、がんばって読んでみよう！

### 判決文を読んでみよう

「正当の事由なくして株式の名義書換請求を拒絶した会社は、その書換のないことを理由としてその譲渡を否認し得ないのであり〔大判昭和3・7・6民集7巻546頁参照〕、従って、このような場合には、会社は**株式譲受人を株主として取り扱うことを要し**、株主名簿上に株主として記載されている譲渡人を株主として取り扱うことを得ない。そして、この理は会社が過失により株式譲受人から名義書換請求があったのかかわらず、その書換をしなかったときにおいても、同様であると解すべきである。」

#### この判決が示したこと

株式譲受人(A)から株主名簿の名義書換請求があったにもかかわらず、会社が正当な事由なく(故意に名義書換を拒絶したり、過失により名義書換をしなかったために、株式譲渡人(X)が依然として株主名簿上の株主である場合には、会社は株式譲受人(A)を株主として取り扱うなければならない。

### 解説

#### I. 株式譲渡の対会社対抗要件としての株主名簿の名義書換

株式会社では、株主が多数になるケースも予想され、また株式の譲渡も当事者の意思表示によって(株券発行会社では当事者の意思表示と株券の交付とによって〔128条1項〕)会社のあずかり知らないところで行われる。そのため、株主に権利を行使させるべき場合に、そのつど、会社が株主は誰かを調査し確定しなければならないとすると、会社の負担が大きくなりすぎる可能性がある。

そこで、会社法130条は、たとえ株式を譲り受けたとしても、株式譲受人は株主名簿に株主として記載・記録されなければ(株主名簿の名義書換がなされなければ)、株式譲渡の効力を会社に対抗する(株式を譲り受けて自分が株主になったことを会社に主張する)ことができない旨を規定している。そのため、株式譲受人が株主としての権利(株主権)を行使するためには、法定の手続(133条、会社則22条)に従い、会社に請求して名義書換をしてもらわなければならない。この結果、会社としては、株主名簿に株主として記載・記録されている者(株主名簿上の株主)に株主権を行使させればよいことになるから好都合である。上記のような株主名簿の効力は、名義書換をしないかぎり株式譲受人が会社に譲渡を対抗できないという点に着目して対抗力と呼ばれたり、あるいは、会社が権利行使させるべき株主を確定できるという点に着目して確定的効力と呼ばれたりする。

#### II. 名義書換の不当拒絶と過失による名義書換未了

ただし、時として、本件のように、株式譲受人(本件ではA)から名義書換請求があったにもかかわらず、正当な事由がないのに、会社が故意に名義書換を拒絶したり、過失によって名義書換をしない(放置する)場合が生じうる(故意による場合は「名義書

## この判決・決定が示したこと

ここまで読んで判決文・決定文が「結局何を言いたかったのか」「どんな判断をしたのか」を簡単にまとめています。〔読み解きポイント〕にも対応しています。



## 解説

用語や考え方、背景、関連事項など、この判例を理解するために必要なことを説明しています。

解説を読むと、この判例の意義や内容をより深く理解できるよ！

左右のスペースで、発展的な内容や関連する判例、知っている役立つことを付け加えています。余裕があれば読んでみましょう。

# 凡例

## 判例について

### 略語

#### 〔裁判所〕

大判	大審院判決
最大判(決)	最高裁判所大法廷判決(決定)
最判(決)	最高裁判所判決(決定)
高判(決)	高等裁判所判決(決定)
地判(決)	地方裁判所判決(決定)

#### 〔判例集〕

民集	最高裁判所民事判例集
刑集	最高裁判所刑事判例集
集民	最高裁判所裁判集民事
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
金判	金融・商事判例

### 表記の例

最高裁昭和40年9月22日大法廷判決(民集19巻6号1600頁)  
最大判昭和40・9・22民集19巻6号1600頁



「最高裁判所」の大法廷で、昭和40年9月22日に言い渡された「判決」であること、そしてこの判決が「民集」(最高裁判所民事判例集)という判例集の19巻6号1600頁に掲載されていることを示しています。

## 法令名について

### 略語

会社	会社法
会社則	会社法施行規則
会社計算	会社計算規則
金商	金融商品取引法

\*会社法については、原則として条文番号のみを示し、上に掲げたもののほかの法令名の略称は、有斐閣『ポケット六法』巻末の「法令名略語」によりました。

## 判決文・条文などの引用について

「」で引用してある場合は、原則として原典どおりの表記としますが、字体などの変更を行ったものや、濁点・句読点、ふりがな、下線、傍点などを補ったものがあります。引用の「」内の〔〕表記(小書き)は、著者による注であることを表します。

## その他

有斐閣『会社法判例百選〔第3版〕』の引用は、「百選2」のように示しました。数字は百選の項目番号です。

# この本で会社法の判例を勉強するにあたって

この本は、会社法を初めて学ぶ方を念頭に会社法の判例を解説するものです。読者の中には、学生など、会社の中のことが今ひとつわからない状態で会社法を勉強しなければならないという方も多いと思いますので、ここで、会社法を学ぶ上で必要になる基礎的な知識を確認しておきたいと思います。

## 会社法とは何か

皆さんもご存知のように、「会社」というのはビジネス（事業）を行っていますが、そのためには、元手となる資金や事業を回すための人手（経営者や従業員）といった様々な資源（一般的には「経営資源」と呼ばれたりします）が必要となります。これらの経営資源を会社に拠出する人たちの多くは、それに対する見返りを期待しているでしょう。そうすると、事業の成果を誰にどういう順番でどれだけ分け与えるかという利害調整が必要となってきます。これからみなさんが勉強しようとしている会社法という法分野は、この会社をめぐる利害関係者の利害調整の方法を定めたルールのかたまりです。これらのルールは、基本的に「会社法」という法律の中に定められています。

なお、平成17（2005）年に「会社法」が制定されるまでは、「商法」という法律がそれらのルールを定めていました。この本で取り上げた裁判例の中には、平成17年改正以前の「商法」の規定に関するものも多く含まれていますが、これは、それらの裁判例の示した改正前の商法の規定に関する解釈が、その規定に相当する現行の会社法の規定の解釈にも当てはまると考えられているためです。

## 会社法判例に主として登場する利害関係者

先ほどの説明からは、会社法が念頭に置く利害関係者としては、一定期間お金を貸してくれる（でも最終的にはそのお金を返さなければならない）存在である銀行や、出資という形で（返済期限のない）資金を提供してくれる株主、会社を運営するために労務等を拠出してくれる経営者や従業員（労働者）、それから、会社の事業に不可欠な製品・商品等を供給してくれる取引先といった人たちが登場する可能性があることがわかるでしょう。

もっとも、会社法は、銀行・従業員・経営者（社長）・取引先・投資家といったそれぞれの資源の出し手を細かく分類してきめ細かに利害調整の方法を定めているわけではありません。大まかには、株主・経営陣・債権者という3分類で規律をしていることに注意が必要です。従業員や取引先は、会社に対して債権を持っている限りにおいて、「債権者」という会社法が規律するカテゴリーに含まれるに過ぎないのです。

## この本が念頭に置く「会社」

もう一点、これはこの本の編集方針という極めてテクニカルな話で恐縮ですが、この本を読むにあたって注意しておいてほしい点があります。

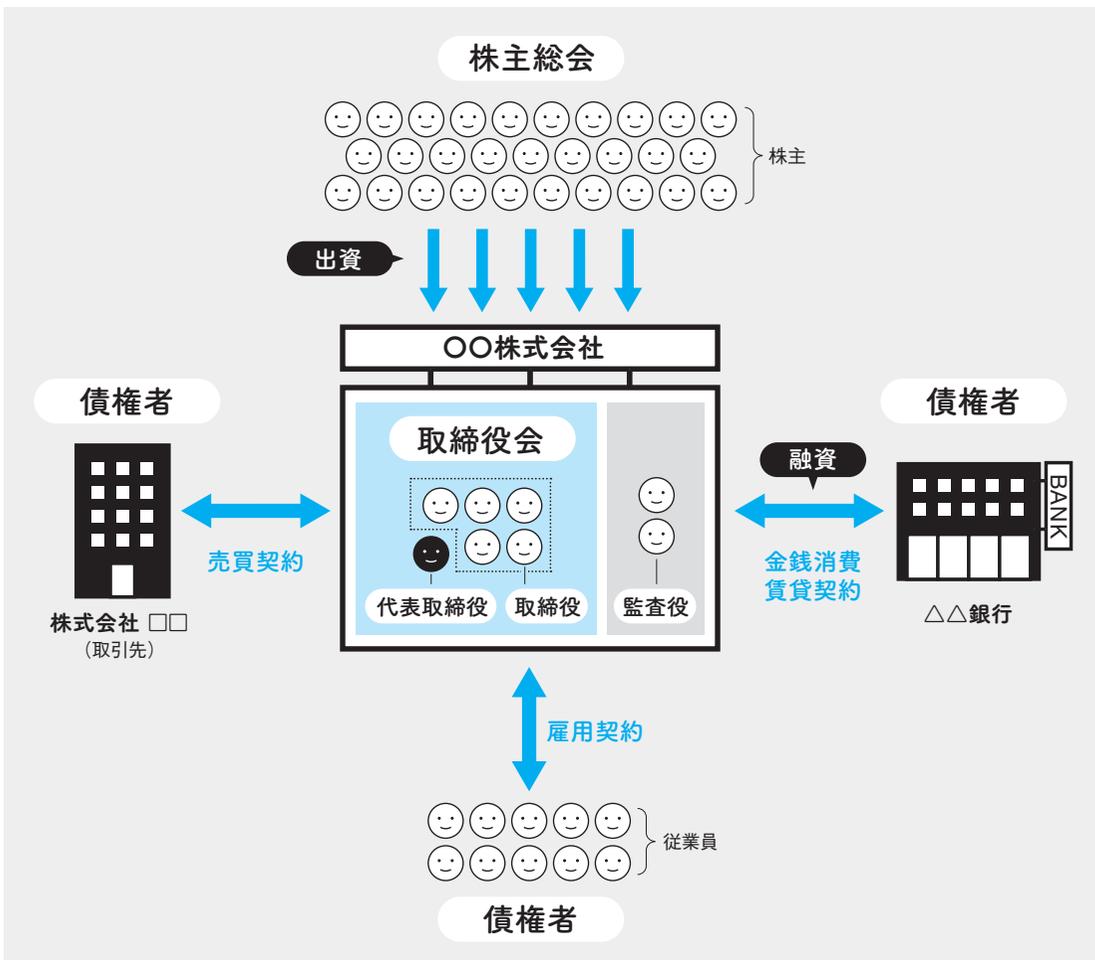
まず、「会社」には、皆さんがよくご存知の「株式会社」以外にも、合名会社・合資会社・合同会社という「持分会社」と呼ばれる種類の会社があり、これも「会社法」という法律の規律対象となっています。し

かしながら、この本では、わが国の会社の圧倒的多数を占め、授業でも大半の時間を割いて説明されていると思われる株式会社の判例を取り上げて解説しています。

また、株式会社であっても、様々な機関構成が許容されています。現在では、特にニュースで話題になることの多い上場会社については、「指名委員会等設置会社」や「監査等委員会設置会社」と呼ばれる機関構成の会社も増えてきていますが、この本では、（一部の例外を除き）「監査役設置会社」についての判例のみを取り上げており、解説についても特に断りのない限り監査役設置会社であることを前提に記述しています。これは、平成14年の商法改正までは、株式会社については監査役設置会社のみが認められていたこと、そしてそうであるがゆえに、現在でもなお、わが国の株式会社の多くは監査役設置会社であることからそのような執筆方針をとりました。なお、「監査役設置会社」であれば取締役会を設置しなければならない（会社327条1項2号）とされています。したがって、この本に出てくる会社は、基本的に、取締役会が設置されており、監査役がいる会社です。

最後に、監査役設置会社を念頭に、会社の利害関係者との関係を図で示しておきます。

図：会社の利害関係者との関係



Chapter

# I

本章で学ぶこと

1. 法人
2. 株主総会
3. 取締役
4. 取締役会
5. 役員の子会社に対する責任
6. 役員の子会社に対する責任

## ガバナンス

**Chapter I** では、株式会社のガバナンスに関する判例を取り上げる。ガバナンスとは、株式会社の適切な運営・管理のあり方のことである。

まず、株式会社をはじめとした会社は、営利を目的とした人の集まり（社団）に法人格を付与したもの（営利社団法人）であるとされている。法人とは、法によって、自然人以外のものに権利義務の主体となる地位が与えられたものであるとされているが、1では、この営利社団法人としての特徴に関する裁判例を取り上げる。

また、会社に限らず、組織を運営していくうえでは、大まかに、意思決定を行う人、その決定を実際に実施（執行）する人、意思決定の内容やその実施（執行）をチェックする人、の3つの役割に分けられると考えられる。この本が主として念頭におく監査役設置会社の場合、株主の利害に直接関わる重要な意思決定は株主総会が、会社運営に関する重要事項の意思決定は取締役会が、それ以外の日常的な事項の意思決定および意思決定の執行は代表取締役・業務執行取締役等の取締役が、そして、それぞれの意思決定や実施（執行）が適切に行われているかを取締役会や監査役がチェックするという体制になっている。

2では株主総会に関する裁判例を、3では会社経営に実際に関与する役員（とりわけ取締役）の法的地位に関する裁判例を、4では取締役会の意思決定手続に関する裁判例を、5・6ではそれらの役員が自らに課された義務に反した場合にどのような責任を負うかについての裁判例を取り上げる。

ココ! I-1 法人  
I-2 株主総会  
I-3 取締役  
I-4 取締役会  
I-5 役員の会社に対する責任  
I-6 役員の第三者に対する責任

## 法人



海外のおしゃれな文房具を輸入販売するビジネスに挑戦したくて、友達のボールペンくんとシャーペンくんと3人でお金を出し合って、株式会社KFMという会社を立ち上げたんだ。3人で話し合った結果、僕が代表取締役を務めることになった。いよいよ仕事を始めるから、オフィスにするためにビルの一室を借りる賃貸借契約を結ぼうと思うんだけど、賃貸借契約書の借主の欄にはなんて書けばいいんだろう？  
僕の名前？ 3人の連名？ それとも株式会社KFM？

株式会社は「法人」である(3条)。法人であるということかということ、その法人を構成している人間(株式会社の場合には株主)とは区別される、独立した法人格を持っていることを意味する。では、法人格を持っているということかということ、それ自体が権利を持ったり義務を負ったりする当事者(主体)になれるということであり、たとえば、それ自体が契約の当事者になれるということの意味する。このように、権利や義務の主体になれることを、「権利能力がある」という。

エンピツくんの例の場合、株式会社KFMにお金を出した3名(エンピツくん、ボールペンくん、シャーペンくん)が株式会社KFMの株主となるが、株式会社KFMはこの3名とは別の法人格を持っていることになる。そのため株式会社KFMがオフィスを借りたい場合には、株式会社KFMが借主になる。実際には、株式会社の代表取締役が会社を代表して契約を結ぶので、契約書を作成する場合には、借主の署名欄には、「株式会社KFM 代表取締役 エンピツ」と書くことになる。

ただし、法人の権利能力は無制限に認められるわけではなく、株式会社は定款<sup>ていかん</sup>\*2で定められた目的の範囲内で権利能力を持つとされている(民34条)。では、株式会社の活動が定款で定められた目的の範囲を超えているかどうかはどのように判断されるのだろうか [→判例 01]。

株式会社が契約を締結した場合、契約に基づく権利や義務の主体になるのは株式会社自身なので、エンピツくんの例の場合、賃貸借契約に基づいて賃料を支払う義務を負うのは株式会社KFMであって、エンピツくんやボールペンくんやシャーペンくんは義務を負わない。しかし、ごく例外的に、このような原則的な考え方の例外を認めなければならない場合がある [→判例 02]。

### \*1 |

「代表」というのは、民法で習う「代理」と似ているが、厳密には少し違い、その人の行為がそのまま法人の行為となることをいう。ここでは、エンピツくんが株式会社KFMを「代表して」契約を締結するので、賃貸借契約の効果(=オフィスを使う権利や賃料を支払う義務)は株式会社KFMに帰属することになる。

### \*2 |

「定款」とは株式会社の重要な事項が定められている決まりであり、株式会社を設立する際には必ず定款を作成しなければならない(26条)ので、すべての株式会社に定款がある。

## 01

## 会社の目的の範囲

八幡製鉄政治献金事件

最高裁昭和45年6月24日大法廷判決(民集24巻6号625頁)

▶ 百選2


 事案をみてみよう

株式会社<sup>ていかん</sup>の定款にはその会社の「目的」を記載しなければならず(27条1号)、会社は定款で定められた目的の範囲内においてのみ権利能力を有する(権利や義務の帰属主体となることができる)(民34条)。A社(八幡製鉄株式会社)は定款で、「鉄鋼の製造および販売ならびにこれに附帯する事業」を目的として定めていた。

昭和35年3月14日、同社の代表取締役であったY<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>は、同社を代表して、自由民主党に政治資金350万円を寄付した。

これに対し、同社の株主であるXが、寄付をした行為は同社の定款で定められた目的の範囲外の行為であると主張して、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>を被告として、会社に対して350万円の損害を賠償することを求めて株主代表訴訟を提起した。

定款の目的の範囲をどのように解するかについては、本事案よりも前の裁判例である最判昭和27・2・15民集6巻2号77頁(百選1)が、「定款に記載された目的自体に包含されない行為であっても目的遂行に必要な行為は、また、社団の目的の範囲に属するものと解すべきである」こと(つまり、定款に書かれている目的そのものには含まれない行為だとしても、定款に書かれた目的を遂行するために必要な行為であれば、それも法人の目的の範囲に含まれると考えるべきだということ)、そして、「その目的遂行に必要なりや否やは、問題となっている行為が、会社の定款記載の目的に現実が必要であるかどうかの基準によるべきではなくして定款の記載自体から観察して、客観的に抽象的に必要であり得べきかどうかの基準に従って決すべき」であること(つまり、前の部分で示した「定款に書かれた目的を遂行するために必要な行為」であるかどうかを判断する際には、法人の行為が定款に書かれている目的を遂行するために現実に、実際に、必要となっているのかどうかという厳しい基準ではなくて、その行為が客観的、抽象的に、定款に記載された目的の遂行に必要となる可能性があればよいという緩やかな基準で判断すべきだということ)を示している。

## \*1 |

本事案では、このほか、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>が本件寄付を行ったことが取締役の忠実義務に違反するか否かや、公序良俗に違反するか否かについても争点となったが、最高裁はどちらについても否定している。

## \*2 |

株主代表訴訟とは、取締役等の役員が会社に対して任務懈怠責任(423条)等を負う場合に、一定の要件を満たした株主が自ら原告となつて、会社のために、取締役等の責任を追及する訴えを提起することができるという制度である(847条)。本件では、八幡製鉄株式会社の株主であるXが原告となり、取締役であったY<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>を被告として訴えを提起している。

### ✓ 読み解きポイント

会社は定款で定められた目的の範囲内においてだけ権利能力を有する(民34条)ため、政党に政治資金を寄付することが目的の範囲外の行為であれば、会社は寄付をする権利能力を持たないことになる。

政党に政治資金を寄付することは、定款に定められた目的の範囲内の行為だろうか。

## 📖 判決文を読んでみよう

「会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とするものであるから、会社の活動の重点が、定款所定の目的を遂行するうに直接必要な行為に存することはいうまでもないところである。しかし、会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他(以下社会等という。)の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をするには、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうに必要なのであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附〔寄付と同じ〕、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であろう。」

「以上の理は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様である。」

「会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である」。

### ↓ この判決が示したこと ↓

会社は社会の構成員(「社会的実在」)であるため、政治献金が会社の社会的役割を果たすために行われたものと認められる場合には、政治献金はその会社の定款に定められた目的の範囲内の行為であるといえ、会社は政治献金を行う権利能力を持つ。

## 👉 解説

### I. 会社の目的の範囲

会社は定款に定めた目的の範囲内においてだけ権利能力を有する(民34条)。

「事案をみてみよう」で紹介したように、目的の範囲の解釈については、最判昭和

27・2・15において、定款に記載された目的（ここでは「鉄鋼の製造および販売ならびにこれに附帯する事業」）自体に含まれない行為であっても、「目的遂行に必要な」行為であれば法人の目的の範囲に含まれるという判断が示されていた。そこで、本事案では、政治献金を行うことが「目的遂行に必要」であるか否かが判断されることになる。

本判決ではまず、会社は社会の構成員なのであるから、社会の構成員として期待される役割を果たすことは当然にできるとして、その典型例として、災害救援資金の寄付等を挙げている。本判決によれば、こうした慈善目的の寄付は会社の目的の範囲内の行為であると解されることになる。

その上で、本判決は、政治献金についても同様に考えることができ、政治献金が会社の社会的役割を果たすためになされたものである場合には、会社の定款の目的の範囲内の行為であると判断した。最判昭和27・2・15との関係では、政治献金は、会社の社会的役割を果たすためになされたものである場合には、会社の「目的遂行に必要」な行為であると判断したと整理することができる。<sup>\*3</sup>

## II. 政治献金が目的の範囲内の行為であるとする理由づけ

会社による政治献金が目的の範囲に含まれる理由をどのように理解すればよいだろうか。

本判決は、会社が社会的な活動をすることができる理由として、まず、それが社会から期待されているという理由を挙げている（下線部）。そして、それに続けて、社会的な活動をすることは会社にとっても「企業体としての円滑な発展を図る」という点でも効果があると説明している。例えば、その会社が事業を行っている地域のために慈善目的の寄付を行えば、寄付によって地域社会が発展し、会社のPRにもなり、長期的に見て会社の発展に役立つということだろう。

本判決の理解の仕方として、2つ目の点を重視して、会社の究極的な目的は株主の経済的な利益を最大化することなのだから、会社による寄付が認められる主な理由は、寄付をすることが社会から期待されているからではなく、寄付をすることが長期的に会社の事業の遂行に役立つからだとする考え方がある。ただし、政治献金の場合、政治献金を行うことが会社の事業に役立ち、会社の利益に結び付くということを強調しすぎてしまうと、（刑法における厳密な意味での賄賂罪にはあたらないとしても）賄賂としての性格を帯びた政治献金を認めることになってしまうのではないかという問題があることにも注意が必要である。

### \*3 |

本判決の後、最判平成8・3・19民集50巻3号615頁（南九州税理士会政治献金事件）では、税理士会が政治献金を行うことは「税理士会の目的の範囲外の行為であ」との判断がされている。

最判平成8・3・19が本判決と異なる判断をした理由の1つとして、税理士会が強制加入団体であること（原則として、税理士会に入会していなければ税理士業務を行えない）を挙げることができる。つまり、ある税理士が、自分が所属する税理士会が政治献金を行うことに反対していたとしても、税理士業務を行うためには税理士会に所属し続けるしかない。このように脱退の自由がない場合には、「会員の思想・信条の自由」にいつぞう配慮する必要があり、そのため、最判平成8・3・19は本判決とは異なる結論となったと考えることができる。

# 02

## 法人格の否認

最高裁昭和44年2月27日判決(民集23巻2号511頁)

▶百選3

### 事案をみてみよう

Y社は、Aが、自分が経営する電気屋の税金の軽減を図るために設立した株式会社であり、A自身が代表取締役であり、会社とはいうもののその実質はAの個人企業だった。

昭和36年2月20日、XはXが所有する店舗(「本件店舗」)を、契約書の文言によればY社を賃借人として賃貸した。<sup>\*1</sup>

その後、XがAに対して、契約期間が満了することになる昭和41年2月21日には本件店舗を明け渡すように申し入れたところ、Aが「今すぐといわれても困る。」というので、Xは半年待つことにし、昭和41年2月21日、XはAから「昭和41年8月19日までは必ず明け渡す。」という内容のA名義の念書を受け取った。しかし、約束した昭和41年8月19日を過ぎてもAが本件店舗を明け渡さなかったことから、XはAを被告として本件店舗の明渡しを求める訴えを提起した。

この訴訟の係属中であつた昭和42年3月4日、裁判所において和解が行われ、XとAとの間で、本件店舗の賃貸借契約は同日をもって合意解除し、Aは昭和43年1月末日までに本件店舗をXに明け渡すという内容の裁判上の和解が成立した。しかし、Aはこの和解の後、本件店舗はA個人ではなくY社が賃借している<sup>\*3</sup>のであり、Aが行った明渡しをするという和解の効果はY社には及ばないと主張し、Y社は本件店舗を明け渡さなかった。

そこで、Xは今度はY社を被告として、本件店舗の明渡しを求める訴えを提起した。

\*1 |

Introductionで説明したように、株式会社は法人格を有するため、会社自身が当事者となって契約を締結し、権利義務の主体となることができる。

\*2 |

念書とは、後で証拠になるように、約束する内容を文書にしたものである。

\*3 |

裁判所において和解が行われた場合(いわゆる「裁判上の和解」)、和解調書は確定判決と同じ効力を持つことになる(民訴267条)。

### 読み解きポイント

Aは、本件店舗を明け渡すという裁判上の和解を行ったのはA個人であるから、和解の当事者となっていないY社は明渡しに応じる必要はないと主張している。裁判所はこの主張をどのような理屈で退けたのだろうか。

### 判決文を読んでみよう

「おおよそ社団法人において法人とその構成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく、このことは社員が一人である場合でも同様である。」しかし、「<sup>(1)</sup>法人格が全くの形骸にすぎない場合、または<sup>(2)</sup>それが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来

の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じる」。

「株式会社は準則主義によって容易に設立され得、かつ、いわゆる一人会社すら可能であるため、株式会社形態がいわば単なる<sup>わらにんぎょう</sup>業人形に過ぎず、会社即個人であり、個人即会社であって、その実質が全く個人企業と認められるが如き場合を生じるのであって、このような場合、これと取引する相手方としては、その取引がはたして会社としてなされたか、または個人としてなされたか判然しないことすら多く、相手方の保護を必要とするのである。ここにおいて次のことが認められる。すなわち、このような場合、会社という法的形態の背後に存在する実体たる個人に迫る必要を生じるときは、会社名義でなされた取引であっても、相手方は会社という法人格を否認して<sup>あたか</sup>恰も法人格のないと同様、その取引をば背後者たる個人の行為であると認めて、その責任を追求することを得、そして、また、個人名義でなされた行為であっても、相手方は敢て<sup>あえ</sup>商法 504 条を<sup>ま</sup>俟つまでもなく、直ちにその行為を会社の行為であると認め得るのである。けだし、このように解しなければ、個人が株式会社形態を利用することによって、いわれなく相手方の利益が害される<sup>おそれ</sup>虞があるからである。」

「X と A との間に成立した前示裁判上の和解は、A 個人名義にてなされたにせよ、その行為は Y 社の行為と解し得るのである。」

### ↓ この判決が示したこと ↓

会社とその株主が法律上別の人格であることはいうまでもないが、例外的に、①法人格が形骸にすぎない場合（下線(1)）または②法人格が濫用されている場合（下線(2)）には、法人格が否認されることがある。法人格が否認されるとは、会社名義でされた行為を個人の行為と扱い、または、個人名義でされた行為を会社の行為と扱うことをいう。



## 解説

### I. 法人格が否認されるとはどういうことか

本判決は、いわゆる法人格否認の法理を認めた最高裁判決である。

前提として、会社は法人であり、法人はその構成員（株主）から独立した法人格を有している。法人は、法人自身の名義で契約を締結することができ、法人である会社が契約を結んで義務を負っても、株主もその義務を負うということにはならない。逆に、株主個人が契約を結んで義務を負っても、会社もその義務を負うということにもならない。この原則は、いわゆる一人会社（「いちにんかいしゃ」と読む。株主が1人しかいない会社）の場合でも同様に適用される。

そうすると、本事案でいえば、Y 社とその株主である A 個人は法律上別の人格であるため、A 個人が和解によって賃貸借契約を合意解除して本件店舗の明渡義務を負ったとしても、Y 社は和解の当事者ではないことから、明渡義務は負わないということになりそうである。

しかし、Y社とAとが実質的に同一であって、両者を区別することが難しい場合には、取引の相手方（本件のX）が不利益を受けるおそれがあり、このような結論は妥当ではない。そこで、こうした例外的な場合に妥当な結論を導こうとするのが法人格否認の法理である。<sup>\*4</sup>

#### \*4 |

法人格が否認される事例の中には、本事案のように会社とその株主との関係で法人格が否認される事例のほか、複数の会社間の関係について法人格が否認される事例もある。

法人格が「否認」されるといふと、法人が消滅してしまう、あるいは法人が解散してしまう、というようなイメージを持つかもしれない。しかし、法人格否認の法理は、特定の行為や債務についてだけ、会社と株主とを同一視する法理である。法人格否認の法理により、会社の特定の行為が株主の行為と解され、または株主の特定の行為が会社の行為と解されることになる。

本事案でいえば、法人格否認の法理が適用された結果、昭和42年3月4日にXとA個人との間で行われた和解がY社の行為であると解されることになり、Y社はこの和解の内容に基づいて、昭和43年1月末日までに本件店舗をXに明け渡す義務を負うことになる。

この法人格否認の法理の実定法上の根拠としては、信義則（民1条2項）や権利濫用（民1条3項）が挙げられることが多い。

#### \*5 |

濫用事例としては、最判昭和48・10・26民集27巻9号1240頁がある。R社は、Sから賃借していた事務所について、賃料不払の結果、賃料支払と事務所の明渡しを請求されていた。R社の代表者は、Sからの債務履行請求手続を誤らせ時間と費用とを浪費させる手段として、R社の営業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、営業目的、従業員などがR社のそれと同一の新会社であるT社を設立した。そして、T社は、R社の負う債務についてはT社は責任を負わないと主張した。この事案で最高裁は、T社はR社と別の法人格であると主張することはできないとして、T社は賃料支払と事務所明渡しの債務について、R社とならんで責任を負うと判示した。

## Ⅱ．形骸化事例と濫用事例

本判決は、法人格が否認される場合として、①「法人格が全くの形骸にすぎない場合」（形骸化事例）、および②「〔法人格が〕法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合」（濫用事例）の2つの類型を挙げており、本件の事案はこのうちの形骸化事例に該当すると理解されている。<sup>\*5</sup>判決文でも述べられているように、この場合に法人と株主を同一視するのは、会社と株主が実質的に同一である個人企業の場合、契約をしたり取引をしたりする相手方（本件ではX）は、いま自分が相手にしているのが会社の代表者（本件では、Y社の代表者としてのA）なのか、個人（本件ではA個人）なのかを区別することが難しく、この場合に会社と個人が別人格であるという原則を貫くと、相手方（X）の保護に欠ける結果となってしまったためである。

## Ⅲ．本事案で法人格が否認された具体的な事情

法人格否認の法理が適用されるのはごく例外的な場合であり、法人格否認の法理の適用の有無を検討する際には、具体的な事実関係に注意を払う必要がある。本事案では、Y社はAが自らの事業について税金の軽減を図るために設立した株式会社であってその実質はAの個人企業であったことや、賃貸借契約の名義はY社であったにもかかわらず昭和41年2月に差し入れられた念書はA個人の名義であったことなどから、Y社とAとが実質的には区別されておらず同一であったと評価されたのだろう。

\ START UP /

# 会社法判例 40!

2019年12月20日 初版第1刷発行

著者 久保田安彦  
船津浩司  
松元暢子

発行者 江草貞治  
発行所 株式会社有斐閣  
郵便番号 101-0051  
東京都千代田区神田神保町2-17  
電話 (03)3264-1314〔編集〕  
(03)3265-6811〔営業〕  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

デザイン 堀 由佳里  
印刷・製本 大日本法令印刷株式会社

©2019, KUBOTA Yasuhiko,  
FUNATSU Koji, MATSUMOTO Nobuko  
Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。  
ISBN 978-4-641-13822-3

**JCOPY** 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。